

小學校に於ける入學檢定

堀 七 藏

一

小學校に於ける入學檢定がどんなものであるかを理解することは幼稚園教育者に取つて相當大切なことと思はれます。それで茲に小學校に於ける入學檢定に關する事項を説明する考であります。勿論來學年度、即ちこの四月入學する兒童にとつては遲蒔であります、明年四月から入學する幼兒の教育上幾分の參考となるかと思はれます。

凡そ小學校は義務教育を施すのでありますから、幼兒が學齡に達すればその保護者は小學校に就學させねばなりません。また小學校ではその學校區域に居住する學齡兒童を就學させる義務があるのであります。

それで市町村立小學校では滿六歳に達した兒童の善惡良否を問はず、入學させねばならぬのであります。檢定の結果、入學させるとかさねとかいふ權利は毫末もないのであります。市町村ではその居住

者の子が學齡に達したものを調査して、その市町村立小學校に就學させることを保護者に通知すると共に、小學校に學籍簿をつくらしめて就學させるやうにします。それで保護者はその指定せられた小學校に子女を就學させねばならぬし、小學校では市町村役場にて指定した學齡兒童を就學させて、小學校教育を施さねばなりません。試に小學校令並に同施行規則を見ると次の如き條項があります。

兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス。(令三二條)

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス。(令三二條)

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ。

市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ヲ調査シ毎年十二月末日マデニ其ノ學齡簿ヲ編制スベシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ヲ調査シ毎年九月末日マデニ學齡簿ヲ編製スヘシ。(則八〇條)

學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムベシ但市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得。(令三六條)

官立若クハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲

學學校若ハ聾啞學校ノ初等科ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス。(令三六條)

市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムベキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スベシ。

(則八二條)

一一

小學校は義務教育でありますから、入學すべき學校を選定する自由がないのが普通であります。特別に發育不良な場合には就學猶豫は出來ますが、それは單に就學をおくらすだけで、是非義務教育たる小學校教育をうけねばならず、受けさせねばならぬのが保護者の義務であります。若し義務教育に代るべき小學校教育をうけさせるならば、指定の小學校に入學させなくともすむのであります。それは家庭に於て小學校教育と見做すことが出来る教育(これは認定を受けねばなりません)を受けるが、市町村立小學校の代りに小學校教育を行ふ學校、即ち官立小學校、または府縣立小學校、若くは私立小學校に就學させねばならぬのであります。かゝる官立府縣立または私立小學校に就學させるときは、市町村立小學校に入學させなくともよいのであります。従つて市町村立小學校以外に官立小學校、また府縣立小學校或は私立小學校の存在する所では、小學校の選擇が出来るのであります。而して官立小學校といふのは男女四つの高等師範學校附屬小學校及學習院並に女子學習院、或は東京盲學校、東京聾啞學校の如

き特殊な小學校であります。この中盲學校・聾啞學校は問題外として、學習院並に女子學習院は華族の子弟を教育するのが本體であります。華族の子弟が定員數に達しない場合に限り、華族以外の子弟が入學出来るのであります。東京高等師範學校附屬小學校及び東京女子師範學校附屬小學校は何れも東京、廣島高等師範學校附屬小學校は廣島、奈良女子高等師範學校附屬小學校は奈良にあるも、單にその土地の學齡兒童だけを就學させねばならぬといふ義務關係がない。廣く全國の學齡兒童が入學を希望することも出来、實際に就學してゐるのであります。只通學の關係上、その土地居住者に限定せられることは勿論であります。東京の兩高師附屬小學校では東京市の學齡兒童だけが入學の特權があつて、東京府下の兒童は入學出来ないとか千葉縣から通學出来ない、とかいふことはないのであります。全國どこの兒童でも入學し得るのが原則であります。

また府縣立師範學校附屬小學校にはその府縣在住者の學齡兒童が入學出来る譯であります。そして私立小學校は學校經營者が自由に制限を設けることが出来、また全く無制限であることも出来ます。兎に角是等の市町村立小學校以外の小學校の存在する土地の學齡兒童は入學すべき學校を選択することが出来ます。しかし全國一般には小學校は選擇入學の自由がないのであります。

さて四高等師範學校附屬小學校並に府縣立師範學校附屬小學校及び私立小學校では二月十日までに次年度、即ちその年の四月一日より入學せしむべき児童を決定せねばなりません。また學齡児童をもてる保護者は二月十日までにその児童の就學すべき學校を市町村役場に届出て指定の小學校に就學しないことを手續せねばなりません。茲に於て小學校の入學檢定は必ず毎年一月おそくとも二月十日前に必ず行はるべきものであります。轉學は別として學齡に達した児童は毎年二月十日までにどこの小學校に入學するかその學校よりの承認書を市町村役場に届出でねばなりません。この關係からして小學校の入學檢定は中等學校の入學試験の如く、二月でも三月でもまた四月初めでも差支ないのとは異り、必ず一月中か二月十日までに行はれるのであります。「どうも困りました。小學校の入學檢定は二月末かと思つてゐました。それで父兄に注意しなかつた」などといふ保母があれば、それはこの小學校の入學承認書を二月十日までに提出すべきことを全く知らないから起る結果であります。

兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムベキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等科ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添へ關係市町村長ニ届出ツヘシ。(則八八條)

四

さて小學校に於て行はれる入學檢定に二種あります。その一は市町村立小學校に於て行はれるもので、他の一は市町村立小學校以外の附屬小學校などて行はれる檢定であります。後者は入學せしむべき兒童を決定するが爲めに行ふ檢定であるが、前者はそうでない。當然入學せしむべき兒童であるから、入學の當初、即ち四月に於て入學兒童を檢してその精神及身體の發育狀況を調査し、その調査に基いて各兒童に適當する義務教育を施し、個性に適應した方法をとつて教育を施すために行ふ檢定であります。この檢定によつて入學を許可するか否かを決定するものではないのであります。しかし附屬小學校などに於て行ふ入學檢定、即ち一月から二月十日までに行ふ入學檢定は専ら入學兒童を決定するが爲に行ふものであります。檢定の目的は入學許可の決定にあること勿論であります。従つて中學校・女學校以上の入學試験に相當するものであることは明白な事實であります。従つて小學校によつてそれ〴〵特殊な方法によつて入學檢定を行ふものであることを幼稚園教育者も學齡兒童の保護者も領解せねばなりません。

それで私立の小學校では専ら保護者の生計狀況によつて入學檢定を行ふ場合もあれば、また一定の條件を提出してその條件を保護者に於て満足させる場合に於てその子女の入學を許可する所もあります。

また府縣立師範學校の附屬小學校では檢定の上に抽籤を行ふ所があり、また抽籤の後檢定を行ふ所があります。或はまた一部分の兒童は無檢定にて義務的に特約によつて入學させる場合もあり、また半數は檢定によつて入學せしめ半數は檢定の後抽籤を行ふといふが如き場合もあるから、入學希望學校の檢定法をよく知悉せねばなりません。例へば今年一月に行はれたる東京高師附屬小學校では入學志望者五百十餘名につき抽籤によつて四百人を入學候補者と定め、この四百人の兒童を檢定して八十人の兒童を選定入學せしめたのであります。この八十名は入學決定後、第一部第二部第三部などの部別を抽籤によつて定めるといふ方法をとつたのであります。

また東京女子高等師範學校附屬小學校では附屬幼稚園第一部より無檢定によつて二十二名小學校第一部に入學する女兒の外に、一般より二十名を募集し、更に第二部では男女各十二名、第三部では男女各十五名の兒童を募集したのであります。然るに入學志望者は第一部女兒二十名に對し、四百三十一人の多數であり、また第二部女兒十二人に對し三百三十四人、男兒十二人に對し九十人の志望者がありました。また第三部女兒十五人に對し三百十五人男兒十五人に對し九十四人の志望者がありました。この外に附屬幼稚園より無抽籤にて檢定を受くべき女兒十七人、男兒四十一人ありました。尤も第一部第二部第三部と大多數の人々は志望して居りますから、女兒の實數は四百四十八人、男兒の實數は百三十四人です。また延人員は女兒一一一人、男兒は一四一人です。附屬幼稚園よりの男女兒は凡て

第二部第三部と二重に志望してゐますから倍數に數へての話であります。兎に角二十人の女兒に對して四百三十一人といふ譯でありますから到底檢定によつて入學の許否を決定することが出来ません。

それで抽籤によつて第一部では第六十番までのものを入學候補者と定め、第二部では第四十番まで第三部では第五十番までの女兒を入學候補者と定めたのであります。而して抽籤の結果第一部と第二部と重複せるもの、第一部と第三部と、更に第二部と第三部と重複せるもの十五人ありましたから檢定實數は百三十五人、之に幼稚園よりの無抽籤の女兒十五人を檢定したのでありますから、合計百五十人あります。それから四十七人を檢定によつて選抜した譯であります。男兒に於ては志望者を抽籤によつて第二部と第三部とに定めたのでありますから、檢定實數は百三十人、その中二十七人を檢定によつて選抜したことになります。

五

小學校に於ける入學檢定は中等學校の入學試験と大に異なること勿論であります。中等學校にて行ふ入學試験は小學校教育を卒業すべきもの、または卒業したるものにつき行ふのであります。小學校の入學檢定は滿六歳兒の就學能力を檢するのであります。従つて學科の知識を檢すべきものでもなく、また檢することも出来ません。要は滿六歳兒として身體精神共に正常な發育をしてゐるか否かを檢するに止

まるのであります。所謂素質を檢定することが主要なものであり、發育状態を比較することが主要な檢定であります。而して滿六歳と稱するも、今年の實際をいへば大正十三年四月二日より大正十四年四月一日までに出生の者であります。一口に滿六歳といつても、四月一日滿六歳となるもの、即一月現在にては滿五年十月の年少者より、滿六年十ヶ月の年長者がある譯であります。滿六歳兒で一年の年齢差をもつた兒童發育を比較する場合に、年少者と年長者とは著しき發育差のあるべきことは當然であります。従つて身體の檢査に於ても精神の發達檢査に於ても十分年齢差を考量せねばなりません。年長者が身長の大なることは當然で、身長差を以て身體の優劣を判定することは出来ません。それで主として内科的の診斷によつて身體檢査を強・中・弱に三等級づけるか、また強、強下、中上、中、中下位に五等級となす位に止まるのでありませう。勿論耳鼻咽喉等を檢し、また眼の檢査をなすのであります。是等は主として入學後の注意事項を決定するに止まるものでありませう。勿論難聴とか著しい視力障害があれば問題となり、トラホームに罹れるものは警戒せねばなりませんから、是等が入學檢定の一重要事項となるのは當然でありませう。而して比較的この身體的故障は幼稚園幼兒よりも直接家庭より來る兒童に多いことは家庭の父母が兒童の身體的保護を等閑にすることに原因するものといはねばなりません。しかし幼稚園教育を受けつゝあるものにもトラホームに罹れるものあるは幼稚園保育に於て注意の足らざることを物語るもので、充分警戒せねばならぬことと思ふのであります。

小學校に於ける入學検定は専ら學齡に達した兒童の知能の發育狀態を検すべきものであります。精神發達の程度を比較するのであり、素質の良否を検するのが本體であります。従つて大人が急ごしらへに兒童に注入した知識の分量を検するのではありません、例へば數觀念が滿六歲兒としてどれ程明白になつてゐるか検するのは、兒童がどれ程寄算引算が出来るかを検するのではありません。實物をどれ程確實に數へられるかを検することがあつても只空に鸚鵡返しに、一から二十まで或は百まで數詞を唱へ得るか否を検するのではありません。滿六歲のことでありますから普通ならば五以下の數の觀念が明白かどうか問題になる位で、十以下の數の觀念が十分明白である筈がないのであります。四に三を足していくつかと尋ねられて直に七と答へ得るのは稀であります。四を一團としてそれに一つ二つ三つと數へ足して七と答へる位が上の部であります。このとき實物がないと實物の觀念を浮かべて數へ足すか、また普通ならば四つも三つも實物がないと七つといふことの明白にならぬものが多い位であります。大人の如く數觀念が滿六歲位の兒童に明白である道理がないのであります。しかし基數の觀念がどれ位明白かを検定することは入學後の教育へ基礎として誠に肝要なことであります。

またいろ／＼の事物を觀察せしめてその相違を比較させることも滿六歲兒の觀察比較の能力を検する

もので決して知識の分量を検するものではありません。たとへばつばきの葉とやつでの葉と二枚を出して観察させる場合に於て、どの児童でもつばきの葉といふ名稱が分らなくとも、またやつでの名稱は分らなくとも、この二種の葉がちがふものと知覚認識することは勿論であります。そしてそれが二種の葉であることを知覚すれば、その相異が必ず認識せられてゐるし、その相異を明白に發表し得る程度から児童の精神發達程度が分るのであります。このとき決してつばきの葉とやつでの葉との植物學的説明を児童に要求するものではありません。然るに世間では往々つばきの葉とやつでの葉との相異などを問ふのは大變六ヶしいと誤解する人があります。これは児童の能力云々を考へず、只に植物學的知識を検するものと考へる結果であります。要するに精神發達の程度を検するのが小學校に於ける入學檢定でありますから、幼稚園教育に於ても亦家庭教育に於ても常に幼兒が正常の發育をなすことに努力せねばなりません。